

鯖江市介護支援サポーターポイント事業の概要

(さばえ♡いきいきサポーター)

1. 鯖江市介護支援サポーターポイント事業

(1) 事業の概要

介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）および第2号被保険者（40歳以上の方）が、「介護支援サポーター」として、主に介護保険施設等（受入機関等）で、ボランティア活動（サポーター活動）した際に、ポイントが付与され、ポイントは市から交付金として交付されるというものです。

平成29年度から従来の介護支援サポーターと介護予防サポーター（介護、栄養、レクリエーション、傾聴など）の名称が統一されて「さばえ♡いきいきサポーター」になりました。

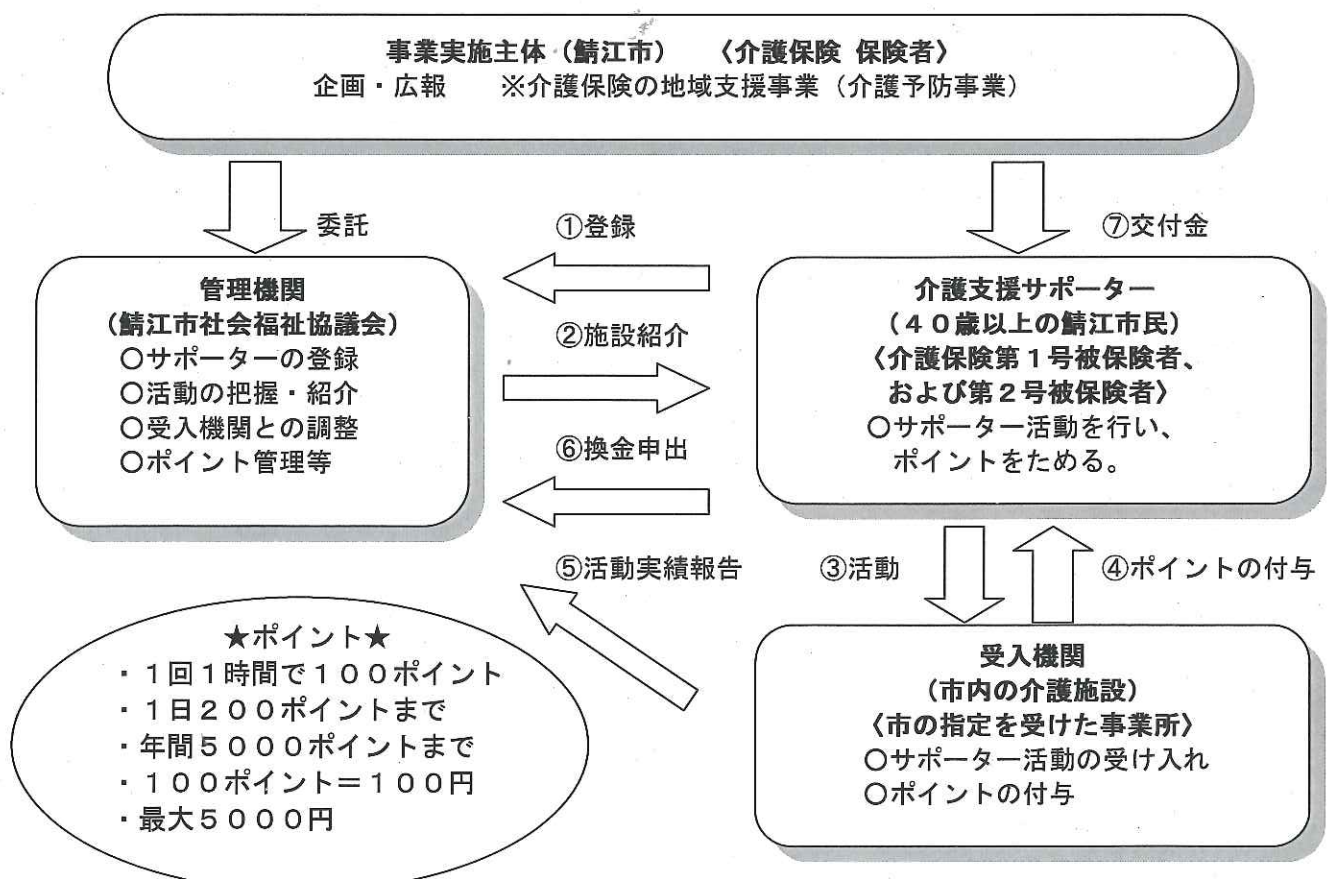
(2) 事業の目的

介護保険法に規定する介護予防事業として、高齢者のみなさんが、社会参加、地域貢献を行いながら、自らの健康増進、介護予防に積極的に取り組めるしくみを提供するとともに、市民一人ひとりの参加と協働による地域支えあい活動を育成、支援することを目的としています。

(3) 事業の効果

- ① 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まることが期待できます。
- ② 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加することにつながります。
- ③ 要介護高齢者等に対する介護支援活動に関心が高まります。
- ④ 介護予防が推進され介護給付費等の抑制につながります。

(4) 事業のしくみ



2. 介護支援サポーター

(1) 介護支援サポーター対象者

鯖江市内に住所を有する40歳以上（登録時）の方（介護保険第1号被保険者および第2号被保険者）。

(2) 介護支援サポーターの登録

- ① 登録は、鯖江市社会福祉協議会（管理機関）で、受け付けています。
- ② サポーター登録の際は、介護保険証等を持参してください。
- ③ 登録の際に、サポーター活動を希望される場所、活動内容、活動可能な曜日、時間帯および特技等について、お伺いいたします。

(3) 介護支援サポーター手帳の交付

- ① 登録時に、スタンプを押印する「サポーター手帳」（ポイントカード）を交付。

(4) サポーター活動

- ① 市から指定を受けた介護保険施設等を「受入機関等」とします。この受入機関等で、あらかじめ指定された活動を「サポーター活動」といいます。
- ② サポーター活動には、市が実施している介護予防事業（健康寿命ふれあいサロン、介護予防いきいき講座等）や、その他市長が必要と認める事業が含まれます。
- ③ サポーターは、あくまでもボランティアです。サポーター活動は、受入機関等の介護職員さん等の指示、指導監督の下に行う、その補助的な活動になります。
- ④ 具体的には、(ア)レクリエーションなどの指導、参加支援、(イ)お茶出しや食堂内での配膳、下膳などの補助、(ウ)話し相手、(エ)芸能披露などの行事の手伝い、(オ)その他、施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動を想定しています。
- ⑤ サポーターとしての活動には、管理機関で、ボランティア活動保険をかけます。

(5) サポーター活動のマッチング（紹介等）

- ① サポーターが、受入機関等のサポーター活動の中から、希望する活動を選び、管理機関に申し込みを行います。
- ② 管理機関では、活動の条件に合うものを探し出して、紹介も行います。
- ③ 管理機関が、サポーターと受入機関等間の連絡調整を行います。

(6) 評価ポイントの付与

- ① 活動を行ったサポーターには、活動に対する評価ポイントが付与されます。
- ② 評価ポイントは、サポーター登録時に交付されたサポーター手帳への、受入機関等からの活動確認スタンプの押印により確認します。
- ③ 受入機関等では、活動1時間を1回、スタンプ1個=100ポイントとして、活動確認スタンプを押印。活動確認スタンプは、1日につき2個が限度。
- ④ 評価ポイント付与期間は、平成29年3月1日から平成30年2月末日までの12ヶ月間です（平成29年度）。
- ⑤ 評価ポイント付与期間内での上限は、5000ポイントです。平成30年3月1日以降に繰り越すことはできません。

(7) 評価ポイント活用申請（交付金の申請）

- ① 評価ポイントは、100ポイントにつき、100円の交付金とします。
- ② 交付金への転換は、100円から5,000円まで、100円単位で可能です。
- ③ 交付金は5,000円が限度となります。
- ④ 交付金を申請のあった銀行口座に振り込みます。
- ⑤ 交付金は、介護保険料納付や介護サービス等の利用に充てるものとします。
- ⑥ 交付金の申請受け付けは、管理機関で行います。

3. 管理機関

(1) 管理機関

当事業の事業主体は鯖江市ですが、事業の実施に当たり「管理機関」を置き、鯖江市社会福祉協議会が、管理機関として市から以下の業務等を請け負い、取り扱います。

(2) 管理機関の業務

- ① 介護支援サポーターの登録に関すること。
- ② 介護支援サポーター手帳等の交付に関すること。
- ③ サポーター活動を行うにあたってのオリエンテーションに関すること。
- ④ 介護保険施設等（受入機関等）とサポーター活動内容等の把握に関すること。
- ⑤ 介護支援サポーターへの、サポーター活動の紹介に関すること。
- ⑥ 介護支援サポーターへの、評価ポイントの付与および管理に関すること。
- ⑦ 交付金に関すること。
- ⑧ 受入機関等の募集およびサポーター活動内容等の把握に関すること。
- ⑨ 介護支援サポーターの募集に関すること。
- ⑩ 事業全体についての広報周知。

4. 受入機関等

(1) 受入機関等の指定

- ① 受入機関等となる介護保険施設等とは、鯖江市内に所在する通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護や特定施設入居者生活などのサービスを行う施設、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護などの施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設および介護療養型医療施設などです。
- ② 介護支援サポーターを受け入れようとする介護保険施設等は、サポーター活動の対象となる事業および活動内容について、市に申請し、受入機関等としての指定を受けなければなりません。

(2) 受入機関等でのサポーター活動

- ① サポーター活動は、ボランティアとしての活動ですから、受入機関等の介護職員等の指示、指導監督に従って行う補助的なものです。
- ② 施設、サポーター活動内容等に対応したサポーター活動を行う際の注意などのオリエンテーションを、受入機関等は、介護支援サポーターに対し行います。
- ③ 介護保険施設等は、受入機関等についての市への申請とともに、以下の内容を記した「介護支援サポーター受け入れ希望票」を管理機関に提出します。
 - i 希望するサポーター活動の内容
受入機関等の介護職員等の指示、指導監督の下に行う、その補助的な活動。
原則として、受入機関等の施設内での活動とします。
 - ii 希望するサポーター活動の期間
曜日指定（ex. 毎週金曜）や、行事等の月日など。
 - iii 希望するサポーター活動の時間
一人当たり、1日につき、サポーター活動は、原則として2時間以内とします。
夜間（午後6時以降）は、サポーター活動の対象外とします。
 - iv 希望するサポーターの人数
活動の内容に応じ、必要があれば性別を希望。
 - v その他、希望する事項

(3) 活動スタンプの押印

サポーターの活動に対して、活動スタンプを押印します。